

広島県告示第七百八十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七十一条第一項の規定によって、次のとおり広島県呉市倉橋町猟区管理規程の変更を認可した。

平成二十一年八月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 猟区の名称

呉市倉橋町猟区

二 猟区の区域

猟区の区域は、呉市倉橋町一円（ただし、呉市倉橋町字遠見山特定猟具〔銃器〕使用禁止区域、呉市倉橋町字亀ヶ首特定猟具〔銃器〕使用禁止区域及び呉市倉橋町字羽山島、横島、黒島の区域並びに市道字和木～須川線以西の部分を除く。）の範囲とする。

三 猟区の存続期間

平成十三年十一月十五日から平成二十三年十月三十日まで

四 猟区の設定者の名称

呉市

五 事務所の位置

呉市倉橋町二二二〇―一 呉市倉橋市民センター

六 入猟承認料

入猟者一人、一日につき五千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、二月一日から二月末日までの猪の捕獲を目的とする入猟日については、無料とする。